

TAPS 工法研究会 会費細則

(入会金、年会費)

第1条 本会会則第9条に定める入会金、年会費は、次のとおりとする。

	特別会員	正会員	賛助会員
入会金	－	100,000 円	50,000 円
年会費	－	100,000 円	50,000 円

※年度途中の入会については、会費を月割り精算とする。